

## 議案第1号

### 令和4年度船橋市一般会計補正予算

令和4年度船橋市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,033,973千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ240,279,175千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和4年8月29日提出

船橋市長 松戸 徹

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
60 国庫支出金		44,632,302	5,525,330	50,157,632
	10 国庫負担金	36,325,840	2,057,353	38,383,193
	15 国庫補助金	8,184,032	3,467,977	11,652,009
65 県支出金		23,196,200	178,159	23,374,359
	15 県補助金	10,508,820	178,159	10,686,979
80 繰入金		2,851,300	3,301,184	6,152,484
	10 基金繰入金	2,851,300	3,301,184	6,152,484
90 諸収入		9,348,200	29,300	9,377,500
	35 雑入	5,719,880	29,300	5,749,180
歳 入 合 計		231,245,202	9,033,973	240,279,175

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 総務費		19,813,200	840,772	20,653,972
	10 総務管理費	16,196,570	840,772	17,037,342
20 民生費		101,222,962	1,097,059	102,320,021
	10 社会福祉費	36,937,910	1,069,098	38,007,008
	15 児童福祉費	46,724,512	27,961	46,752,473
25 衛生費		31,532,800	4,544,055	36,076,855
	10 保健衛生費	24,561,100	4,519,885	29,080,985
	15 清掃費	6,971,700	24,170	6,995,870
30 労働費		262,800	7,321	270,121
	10 労働諸費	262,800	7,321	270,121
35 農林水産業費		640,300	211,190	851,490
	10 農業費	419,170	198,690	617,860
	20 水産業費	144,600	12,500	157,100
40 商工費		4,251,900	1,849,432	6,101,332
	10 商工費	4,251,900	1,849,432	6,101,332
45 土木費		21,187,240	34,490	21,221,730
	15 道路橋りょう費	4,197,820	16,180	4,214,000
	20 河川費	1,683,850	8,260	1,692,110
	30 都市計画費	13,505,040	10,050	13,515,090
50 消防費		6,633,500	19,140	6,652,640
	10 消防費	6,633,500	19,140	6,652,640
55 教育費		24,643,300	430,514	25,073,814
	10 教育総務費	5,890,268	6,271	5,896,539
	15 小学校費	3,207,350	186,720	3,394,070
	20 中学校費	1,893,840	87,770	1,981,610
	25 高等学校費	1,312,370	67,017	1,379,387
	30 特別支援学校費	169,460	9,750	179,210
	35 社会教育費	5,111,220	34,207	5,145,427
	40 保健体育費	7,058,792	38,779	7,097,571
歳 出 合 計		231,245,202	9,033,973	240,279,175

## 第2表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
保健と福祉の総合相談窓口及び自立相談支援機関業務委託料	令和4年度～令和9年度	739,200千円

議案第2号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年8月29日提出

船橋市長 松 戸 徹

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年船橋市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員) 第2条（各号列記以外の部分略） (1)及び(2)（略） (3) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u> ア その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(以下「1歳6箇月到達日」という。)(<u>当該子の出生の日から第7条に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第5条の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日</u>)までに、その任期が満了すること及び<u>引き続いて採用されないことが明らかでない非常勤職員</u> イ その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が<u>第4条第2号に掲げる場合に該当してする育児</u></p>	<p>(育児休業をすることができない職員) 第2条（各号列記以外の部分略） (1)及び(2)（略） (3) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u> 以外の非常勤職員 ア その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(以下「1歳6箇月到達日」という。)(<u>第5条の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日</u>)までに、その任期が満了すること及び<u>引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u> イ <u>第4条第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」という。)(当該子</u></p>

休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下イにおいて同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期の満了後引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第4条 (各号列記以外の部分略)

(1)及び(2) (略)

(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第6条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、任命権者が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6箇月到達日

について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期の満了後に引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第4条 (各号列記以外の部分略)

(1)及び(2) (略)

(3) 1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該引き続き採用さ

れる日)を育児休業の期間の初日とする  
育児休業をしようとする場合であって、  
次に掲げる場合のいずれにも該当する  
とき 当該子の1歳6箇月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到  
達日(当該非常勤職員が前号に掲げる  
場合に該当してする育児休業又は当  
該非常勤職員の配偶者が同号に掲げ  
る場合若しくはこれに相当する場合  
に該当してする地方等育児休業の期  
間の末日とされた日が当該子の1歳  
到達日後である場合にあっては、当該  
末日とされた日(当該育児休業の期間  
の末日とされた日と当該地方等育児  
休業の期間の末日とされた日が異な  
るときは、そのいずれかの日))の翌日  
(当該配偶者がこの号に掲げる場合又  
はこれに相当する場合に該当して地  
方等育児休業をする場合にあっては、  
当該地方等育児休業の期間の末日と  
された日の翌日以前の日)を育児休業  
の期間の初日とする育児休業をしよ  
うとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が  
当該子の1歳到達日(当該非常勤職員  
が前号に掲げる場合に該当してする  
育児休業の期間の末日とされた日が  
当該子の1歳到達日後である場合に  
あっては、当該末日とされた日)にお  
いて育児休業をしている場合又は当  
該非常勤職員の配偶者が当該子の1  
歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる  
場合又はこれに相当する場合に該当  
してする地方等育児休業の期間の末  
日とされた日が当該子の1歳到達日  
後である場合にあっては、当該末日と  
された日)において地方等育児休業を  
している場合

ウ (略)

エ 当該子について、当該非常勤職員が

ア 当該子について、当該非常勤職員が  
当該子の1歳到達日(当該非常勤職員  
がする育児休業の期間の末日とされ  
た日が当該子の1歳到達日後である  
場合にあっては、当該末日とされた  
日)において育児休業をしている場合  
又は当該非常勤職員の配偶者が当該  
子の1歳到達日(当該配偶者がする地  
方等育児休業の期間の末日とされた  
日が当該子の1歳到達日後である場  
合にあっては、当該末日とされた日)  
において地方等育児休業をしている  
場合

イ (略)

当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第5条 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、任命権者が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2)及び(3) (略)

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第5条 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあつては、当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するときとする。

(1)及び(2) (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第6条 育児休業法第2条第1項ただし書の



(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第6条 (各号列記以外の部分略)

(1)～(4) (略)

(5) (略)

(6) 第4条第3号に掲げる場合に該当すること又は前条の規定に該当すること。

(7) 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第7条 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第14条 (各号列記以外の部分略)

(1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことによ

人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第7条 (各号列記以外の部分略)

(1)～(4) (略)

(5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)。

(6) (略)

(7) 第4条第3号に掲げる場合に該当すること又は第5条の規定に該当すること。

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

(育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第14条 (各号列記以外の部分略)

(1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことによ

り、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第6条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第17条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第6条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(3)～(5) (略)

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

(7) (略)

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第25条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第26条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に

り、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第7条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(2) 育児短時間勤務をしている職員が、第17条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第7条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(3)～(5) (略)

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

(7) (略)

掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の  
実施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整  
備に関する措置

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する改正前の第7条（第5号に係る部分に限る。）及び第14条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

理 由

非常勤職員の育児休業の取得要件について、所要の改正等を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第3号

船橋市議会議員及び船橋市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年8月29日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市議会議員及び船橋市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例

船橋市議会議員及び船橋市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成5年船橋市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(選挙運動用自動車の使用の公費の支払) 第4条（各号列記以外の部分略） (1) (略) (2) (略) ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が <u>16,100円</u> を超える場合には、 <u>16,100円</u> )の合計金額 イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃	(選挙運動用自動車の使用の公費の支払) 第4条（各号列記以外の部分略） (1) (略) (2) (略) ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約(以下「自動車借入れ契約」という。)である場合 当該選挙運動用自動車(同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。)のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額(当該金額が <u>15,800円</u> を超える場合には、 <u>15,800円</u> )の合計金額 イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃

料の供給に関する契約である場合  
当該契約に基づき当該選挙運動用  
自動車に供給した燃料の代金(当該選  
挙運動用自動車(これに代わり使用さ  
れる他の選挙運動用自動車を含む。))  
が既に前条の規定による届出に係る  
契約に基づき供給を受けた燃料の代  
金と合算して、7,700円に当該候補者  
につき法第86条の4第1項、第2項、第  
5項、第6項又は第8項の規定による候  
補者の届出のあった日から当該選挙  
の期日の前日までの日数を乗じて得  
た金額に達するまでの部分の金額で  
あることにつき、委員会が定めると  
ころにより、当該候補者からの申請に  
基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ (略)

(選挙運動用ビラの作成の公営)

第6条 候補者は、7円73銭に選挙運動用ビ  
ラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条  
第1項第6号に定める枚数を超える場合  
には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額  
の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成  
することができる。この場合においては、  
第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)

第8条 市は、候補者(前条の規定による届出  
をした者に限る。)が同条の契約に基づき  
当該契約の相手方であるビラの作成を業  
とする者に支払うべき金額のうち、当該契  
約に基づき作成された選挙運動用ビラの  
1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円  
73銭を超える場合には、7円73銭)に、当  
該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者  
を通じて、法第142条第1項第6号に定め  
る枚数の範囲内のものであることにつ  
き、委員会が定めるところにより、当該  
候補者からの申請に基づき、委員会  
が確認したものに限る。)を乗じて得た  
金額を、第6条後段において準用する  
第2条ただし書に規定

料の供給に関する契約である場合  
当該契約に基づき当該選挙運動用  
自動車に供給した燃料の代金(当該選  
挙運動用自動車(これに代わり使用さ  
れる他の選挙運動用自動車を含む。))  
が既に前条の規定による届出に係る  
契約に基づき供給を受けた燃料の代  
金と合算して、7,560円に当該候補者  
につき法第86条の4第1項、第2項、第  
5項、第6項又は第8項の規定による候  
補者の届出のあった日から当該選挙  
の期日の前日までの日数を乗じて得  
た金額に達するまでの部分の金額で  
あることにつき、委員会が定めると  
ころにより、当該候補者からの申請に  
基づき、委員会が確認したものに限る。)

ウ (略)

(選挙運動用ビラの作成の公営)

第6条 候補者は、7円51銭に選挙運動用ビ  
ラの作成枚数(当該作成枚数が法第142条  
第1項第6号に定める枚数を超える場合  
には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額  
の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成  
することができる。この場合においては、  
第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ビラの作成の公費の支払)

第8条 市は、候補者(前条の規定による届出  
をした者に限る。)が同条の契約に基づき  
当該契約の相手方であるビラの作成を業  
とする者に支払うべき金額のうち、当該契  
約に基づき作成された選挙運動用ビラの  
1枚当たりの作成単価(当該作成単価が7円  
51銭を超える場合には、7円51銭)に、当  
該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者  
を通じて、法第142条第1項第6号に定め  
る枚数の範囲内のものであることにつ  
き、委員会が定めるところにより、当該  
候補者からの申請に基づき、委員会  
が確認したものに限る。)を乗じて得た  
金額を、第6条後段において準用する  
第2条ただし書に規定

する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、その者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公営)

第9条 候補者は、28円35銭に当該選挙のポスター掲示場の数から500を減じて得た数を乗じて得た金額に586,905円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。第11条において同じ。)に、選挙運動用ポスターの作成枚数(当該作成枚数が当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)

第11条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、28円35銭に当該選挙のポスター掲示場の数から500を減じて得た数を乗じて得た金額に586,905円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額を超える場合には、当該除して得た金額)に、当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する

する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、その者に対し支払う。

(選挙運動用ポスターの作成の公営)

第9条 候補者は、27円50銭に当該選挙のポスター掲示場の数から500を減じて得た数を乗じて得た金額に573,030円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。第11条において同じ。)に、選挙運動用ポスターの作成枚数(当該作成枚数が当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。

(選挙運動用ポスターの作成の公費の支払)

第11条 市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、27円50銭に当該選挙のポスター掲示場の数から500を減じて得た数を乗じて得た金額に573,030円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額を超える場合には、当該除して得た金額)に、当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する

要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、その者に対し支払う。

要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、その者に対し支払う。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 改正後の船橋市議会議員及び船橋市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

#### 理 由

公職選挙法施行令の一部改正にならい、選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費に係る限度額を引き上げる必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第4号

船橋市が管理する道路に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年8月29日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市が管理する道路に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める条例の一部を改正する条例

船橋市が管理する道路に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める条例（平成24年船橋市条例第75号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
(案内標識の寸法) 第3条 (表以外の部分略)			(案内標識の寸法) 第3条 (表以外の部分略)		
案内標識		寸法	案内標識		寸法
種類	番号		種類	番号	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
待避所	(116の5)	(略)	待避所	(116の3)	(略)
駐車場	(略)	(略)	駐車場	(略)	(略)
総重量限度緩和指定道路	(118の4—A)	縦70センチメートル、横(案内標識の最大横幅をいう。)100センチメートル			
総重量限度緩和指定道路	(118の4—B)	縦70センチメートル、横(案内標識の最大横幅をいう。)100センチメートル			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2 (略)			2 (略)		



<p>3 「<u>駐車場(117—A)</u>」、<u>「総重量限度緩和指定道路(118の4—A)(118の4—B)」</u>及び「<u>まわり道(120—A)</u>」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、第1項に規定する寸法(前項の規定により横寸法を拡大する場合にあつては、拡大後の寸法)の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。</p> <p>4及び5 (略)</p> <p>6 (各号列記以外の部分略)</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 縁の太さは、「<u>駐車場(117—A)</u>」及び「<u>まわり道(120—B)</u>」を表示するものについては9ミリメートルを、「<u>総重量限度緩和指定道路(118の4—A)(118の4—B)</u>」を表示するものについては16ミリメートルを、「<u>道路の通称名(119—A)(119—B)(119—C)</u>」を表示するものについては8ミリメートルを、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さを基準とすること。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>3 「<u>駐車場(117—A)</u>」及び「<u>まわり道(120—A)</u>」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、第1項に規定する寸法(前項の規定により横寸法を拡大する場合にあつては、拡大後の寸法)の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。</p> <p>4及び5 (略)</p> <p>6 (各号列記以外の部分略)</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 縁の太さは、「<u>駐車場(117—A)</u>」及び「<u>まわり道(120—B)</u>」を表示するものについては9ミリメートルを、「<u>道路の通称名(119—A)(119—B)(119—C)</u>」を表示するものについては8ミリメートルを、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さを基準とすること。</p> <p>(4) (略)</p>
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

総重量限度緩和指定道路を表示する案内標識を設けるため、案内標識の寸法について、所要の改正等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第5号

船橋市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年8月29日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

船橋市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例（平成24年船橋市条例第76号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(車線等)</p> <p>第3条 車道(副道、<u>停車帯及び自転車通行帯</u>並びに道路構造令施行規則(昭和46年建設省令第7号。以下「省令」という。)第2条に規定する部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道(<u>自転車通行帯を除く。</u>)の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第32条の規定により車道に狭窄部<small>せうさくぶ</small>を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</p> <p>(副道)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 副道(<u>自転車通行帯を除く。</u>)の幅員は、4</p>	<p>(車線等)</p> <p>第3条 車道(副道<u>及び</u>停車帯並びに道路構造令施行規則(昭和46年建設省令第7号。以下「省令」という。)第2条に規定する部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第32条の規定により車道に狭窄部<small>せうさくぶ</small>を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</p> <p>(副道)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 副道の幅員は、4メートルを標準とする</p>

メートルを標準とするものとする。

(自転車通行帯)

第7条の2 自動車及び自転車の交通量が多い道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路(自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車道)

第8条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種(第4級及び第5級を除く。次項において同じ。)又は第4種(第3級及び第4級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通

ものとする。

(自転車道)

第8条 自動車及び自転車の交通量が多い道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い道路(前項に規

量が多い第3種若しくは第4種の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3～5 (略)

(自転車歩行者道)

第9条 自動車の交通量が多い道路(自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～4 (略)

(歩道)

第10条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～5 (略)

(待避所)

第30条 (各号列記以外の部分略)

(1)及び(2) (略)

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、5メートル以上とすること。

(小区間改築の場合の特例)

第39条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う

定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3～5 (略)

(自転車歩行者道)

第9条 自動車の交通量が多い道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～4 (略)

(歩道)

第10条 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～5 (略)

(待避所)

第30条 (各号列記以外の部分略)

(1)及び(2) (略)

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、5メートル以上とすること。

(小区間改築の場合の特例)

第39条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う

場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第3条、第4条第3項から第5項まで、第5条、第7条、第7条の2第3項、第8条第3項、第9条第2項及び第3項、第10条第3項及び第4項、第12条第2項及び第3項、第15条から第22条まで、第23条第3項並びに第25条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

- 2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第3条、第4条第3項から第5項まで、第5条、第6条第2項、第7条、第7条の2第3項、第8条第3項、第9条第2項及び第3項、第10条第3項及び第4項、第12条第2項及び第3項、第19条第1項、第21条第2項、第23条第3項、次条第1項及び第2項並びに第41条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第3条、第4条第3項から第5項まで、第5条、第7条、第8条第3項、第9条第2項及び第3項、第10条第3項及び第4項、第12条第2項及び第3項、第15条から第22条まで、第23条第3項並びに第25条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

- 2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第3条、第4条第3項から第5項まで、第5条、第6条第2項、第7条、第8条第3項、第9条第2項及び第3項、第10条第3項及び第4項、第12条第2項及び第3項、第19条第1項、第21条第2項、第23条第3項、次条第1項及び第2項並びに第41条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 理 由

道路構造令の一部改正に基づき、自転車通行帯について、所要の定め等をする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 議案第6号

### 損害賠償の額の決定及び和解について

道路管理瑕疵による損害賠償請求について、次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

令和4年8月29日提出

船橋市長 松 戸 徹

### 記

#### 1 相手方

船橋市前貝塚町645番地

学校法人田中学園

理事長 田中 恒文

#### 2 要旨

(1) 損害賠償の額は、1,266,903円とする。

(2) (1)による賠償金のほか、当事者間には何らの債権債務のないことを確認し、相手方は、船橋市に対し何らの請求もしない。

### 理 由

道路管理瑕疵による損害賠償請求について、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第7号

市道の路線認定について

市道の路線を次のとおり認定する。

令和4年8月29日提出

船橋市長 松戸 徹

認定

路線番号	起 点	終 点	路 線 内 訳		備 考
			巾 員 m	延 長 m	
62-103	大穴南1丁目 621-52	大穴南1丁目 654-104	4.00 5.50	182.82	
62-104	大穴南1丁目 621-12	大穴南1丁目 621-23	5.00 5.00	129.58	
合 計				312.40	

理 由

市道の路線認定について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第8号

教育委員会教育長任命の同意を求めることについて

教育委員会教育長松本 文化は、令和4年10月14日をもって任期が満了するので、松本 淳を後任の教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和4年8月29日提出

船橋市長 松 戸 徹



議案第9号

教育委員会委員任命の同意を求めることについて

教育委員会委員佐藤 秀樹は、令和4年10月15日をもって任期が満了するので、蓮池 政貴を後任の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和4年8月29日提出

船橋市長 松 戸 徹

議案第10号

公平委員会委員選任の同意を求めることについて

公平委員会委員上野 雅威は、令和4年7月31日をもって退職したので、近藤 裕香を後任の委員に選任したいから、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

令和4年8月29日提出

船橋市長 松 戸 徹

認定第1号

決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度船橋市一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月29日提出

船橋市長 松 戸 徹

歳 入

款	項	予 算 現 額
10 市税		97,909,900,000
	10 市民税	47,329,120,000
	15 固定資産税	36,535,690,000
	20 軽自動車税	648,220,000
	25 市たばこ税	3,629,000,000
	30 特別土地保有税	100,000
	32 入湯税	3,200,000
	35 事業所税	2,062,480,000
	40 都市計画税	7,702,090,000
15 地方譲与税		908,000,000
	12 地方揮発油譲与税	221,200,000
	15 自動車重量譲与税	611,600,000
	20 地方道路譲与税	100,000
	22 森林環境譲与税	50,700,000
	25 特別とん譲与税	24,400,000
20 利子割交付金		65,700,000
	10 利子割交付金	65,700,000
21 配当割交付金		513,600,000
	10 配当割交付金	513,600,000
23 株式等譲渡所得割交付金		365,200,000
	10 株式等譲渡所得割交付金	365,200,000
24 地方消費税交付金		13,147,700,000
	10 地方消費税交付金	13,147,700,000
25 ゴルフ場利用税交付金		3,300,000
	10 ゴルフ場利用税交付金	3,300,000
26 法人事業税交付金		783,400,000
	10 法人事業税交付金	783,400,000
30 自動車取得税交付金		100,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
103,901,572,311	101,822,188,870	149,900,939	1,929,482,502	3,912,288,870
51,929,541,098	50,517,836,500	114,533,227	1,297,171,371	3,188,716,500
37,485,983,556	36,982,937,848	25,343,792	477,701,916	447,247,848
701,236,501	664,261,871	3,861,464	33,113,166	16,041,871
3,782,269,407	3,782,269,407	0	0	153,269,407
0	0	0	0	△100,000
3,148,600	3,148,600	0	0	△51,400
2,107,350,400	2,103,002,460	0	4,347,940	40,522,460
7,892,042,749	7,768,732,184	6,162,456	117,148,109	66,642,184
1,046,757,417	1,046,757,417	0	0	138,757,417
249,095,000	249,095,000	0	0	27,895,000
712,197,000	712,197,000	0	0	100,597,000
4	4	0	0	△99,996
51,803,000	51,803,000	0	0	1,103,000
33,662,413	33,662,413	0	0	9,262,413
72,967,000	72,967,000	0	0	7,267,000
72,967,000	72,967,000	0	0	7,267,000
755,730,000	755,730,000	0	0	242,130,000
755,730,000	755,730,000	0	0	242,130,000
955,047,000	955,047,000	0	0	589,847,000
955,047,000	955,047,000	0	0	589,847,000
14,172,000,000	14,172,000,000	0	0	1,024,300,000
14,172,000,000	14,172,000,000	0	0	1,024,300,000
3,546,901	3,546,901	0	0	246,901
3,546,901	3,546,901	0	0	246,901
974,069,000	974,069,000	0	0	190,669,000
974,069,000	974,069,000	0	0	190,669,000
944	944	0	0	△99,056

款	項	予 算 現 額
	10 自動車取得税交付金	100,000
31 環境性能割交付金		120,000,000
	10 環境性能割交付金	120,000,000
35 国有提供施設等所在市助成交付金		200,000,000
	10 国有提供施設等所在市助成交付金	200,000,000
37 地方特例交付金		1,605,700,000
	10 地方特例交付金	695,900,000
	30 新型コロナウイルス感染症対策地 方税減収補填特別交付金	909,800,000
40 地方交付税		8,722,685,000
	10 地方交付税	8,722,685,000
45 交通安全対策特別交付金		57,700,000
	10 交通安全対策特別交付金	57,700,000
50 分担金及び負担金		1,427,686,400
	10 負担金	1,427,686,400
55 使用料及び手数料		4,826,300,000
	10 使用料	3,135,490,000
	15 手数料	1,690,810,000
60 国庫支出金		67,986,755,000
	10 国庫負担金	37,521,482,000
	15 国庫補助金	30,346,743,000
	20 委託金	118,530,000
65 県支出金		23,958,918,000
	10 県負担金	10,469,281,000
	15 県補助金	12,140,717,000
	20 委託金	1,348,920,000
70 財産収入		379,900,000
	10 財産運用収入	315,390,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
944	944	0	0	△99,056
126,279,408	126,279,408	0	0	6,279,408
126,279,408	126,279,408	0	0	6,279,408
200,032,000	200,032,000	0	0	32,000
200,032,000	200,032,000	0	0	32,000
1,148,318,000	1,148,318,000	0	0	△457,382,000
696,773,000	696,773,000	0	0	873,000
451,545,000	451,545,000	0	0	△458,255,000
8,655,685,000	8,655,685,000	0	0	△67,000,000
8,655,685,000	8,655,685,000	0	0	△67,000,000
64,260,000	64,260,000	0	0	6,560,000
64,260,000	64,260,000	0	0	6,560,000
1,301,223,521	1,280,909,125	1,006,200	19,308,196	△146,777,275
1,301,223,521	1,280,909,125	1,006,200	19,308,196	△146,777,275
4,554,736,984	4,487,727,062	760,784	66,249,138	△338,572,938
2,966,440,632	2,900,055,555	721,764	65,663,313	△235,434,445
1,588,296,352	1,587,671,507	39,020	585,825	△103,138,493
66,107,709,748	64,018,195,748	0	2,089,514,000	△3,968,559,252
37,716,871,928	37,716,871,928	0	0	195,389,928
28,270,276,780	26,180,762,780	0	2,089,514,000	△4,165,980,220
120,561,040	120,561,040	0	0	2,031,040
22,943,160,725	22,933,160,725	0	10,000,000	△1,025,757,275
10,270,741,870	10,270,741,870	0	0	△198,539,130
11,297,580,668	11,287,580,668	0	10,000,000	△853,136,332
1,374,838,187	1,374,838,187	0	0	25,918,187
669,426,209	669,116,869	0	309,340	289,216,869
341,507,279	341,197,939	0	309,340	25,807,939

款	項	予 算 現 額
	15 財産売払収入	64,510,000
75 寄附金		1,467,342,000
	10 寄附金	1,467,342,000
80 繰入金		5,107,692,000
	10 基金繰入金	5,107,692,000
85 繰越金		1,516,490,804
	10 繰越金	1,516,490,804
90 諸収入		9,573,708,000
	10 延滞金・加算金及び過料	185,330,000
	15 市預金利子	20,000
	20 貸付金元利収入	2,753,720,000
	25 受託事業収入	581,260,000
	30 収益事業収入	60,000,000
	35 雑入	5,993,378,000
95 市債		21,720,700,000
	10 市債	21,720,700,000
歳 入	合 計	262,368,477,204



(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
327,918,930	327,918,930	0	0	263,408,930
1,580,940,499	1,580,940,499	0	0	113,598,499
1,580,940,499	1,580,940,499	0	0	113,598,499
179,447,196	179,447,196	0	0	△4,928,244,804
179,447,196	179,447,196	0	0	△4,928,244,804
1,516,490,804	1,516,490,804	0	0	0
1,516,490,804	1,516,490,804	0	0	0
10,854,582,193	9,771,498,592	71,686,206	1,011,397,395	197,790,592
233,626,550	233,055,260	0	571,290	47,725,260
15,928	15,928	0	0	△4,072
2,782,741,459	2,765,063,249	0	17,678,210	11,343,249
562,538,624	562,538,624	0	0	△18,721,376
210,000,000	210,000,000	0	0	150,000,000
7,065,659,632	6,000,825,531	71,686,206	993,147,895	7,447,531
17,674,500,000	17,674,500,000	0	0	△4,046,200,000
17,674,500,000	17,674,500,000	0	0	△4,046,200,000
259,458,482,860	254,108,868,160	223,354,129	5,126,260,571	△8,259,609,044

歳 出

款	項	予 算 現 額
10 議会費		967,900,000
	10 議会費	967,900,000
15 総務費		19,932,167,360
	10 総務管理費	16,177,120,360
	15 徴税費	1,574,207,397
	20 戸籍住民基本台帳費	1,496,780,421
	25 選挙費	507,419,182
	30 統計調査費	51,510,000
	35 監査委員費	125,130,000
20 民生費		118,593,430,090
	10 社会福祉費	45,564,952,702
	15 児童福祉費	55,478,917,059
	20 生活保護費	17,533,800,329
	25 災害救助費	15,760,000
25 衛生費		36,362,075,000
	10 保健衛生費	29,024,983,000
	15 清掃費	7,337,092,000
30 労働費		209,743,000
	10 労働諸費	209,743,000
35 農林水産業費		517,999,000
	10 農業費	394,820,000
	15 林業費	59,792,832
	20 水産業費	63,386,168
40 商工費		6,076,995,000
	10 商工費	6,076,995,000
45 土木費		22,299,816,094
	10 土木管理費	818,676,095
	15 道路橋りょう費	5,404,539,342

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
937,468,640	0	30,431,360	30,431,360
937,468,640	0	30,431,360	30,431,360
18,832,997,460	32,102,070	1,067,067,830	1,099,169,900
15,297,892,083	32,102,070	847,126,207	879,228,277
1,504,875,021	0	69,332,376	69,332,376
1,430,095,246	0	66,685,175	66,685,175
430,999,103	0	76,420,079	76,420,079
45,929,142	0	5,580,858	5,580,858
123,206,865	0	1,923,135	1,923,135
110,936,936,908	3,477,017,400	4,179,475,782	7,656,493,182
40,427,569,072	3,234,842,000	1,902,541,630	5,137,383,630
53,272,966,536	242,175,400	1,963,775,123	2,205,950,523
17,227,646,177	0	306,154,152	306,154,152
8,755,123	0	7,004,877	7,004,877
33,989,013,723	43,890,000	2,329,171,277	2,373,061,277
26,855,619,334	0	2,169,363,666	2,169,363,666
7,133,394,389	43,890,000	159,807,611	203,697,611
194,451,233	0	15,291,767	15,291,767
194,451,233	0	15,291,767	15,291,767
488,650,022	0	29,348,978	29,348,978
373,590,033	0	21,229,967	21,229,967
57,775,901	0	2,016,931	2,016,931
57,284,088	0	6,102,080	6,102,080
5,943,864,319	0	133,130,681	133,130,681
5,943,864,319	0	133,130,681	133,130,681
18,918,440,545	2,623,331,175	758,044,374	3,381,375,549
803,208,779	0	15,467,316	15,467,316
4,053,088,516	1,118,819,716	232,631,110	1,351,450,826

款	項	予 算 現 額
	20 河川費	2,371,966,581
	25 港湾費	110,185,000
	30 都市計画費	12,514,413,753
	35 住宅費	1,080,035,323
50 消防費		6,292,300,000
	10 消防費	6,292,300,000
55 教育費		30,648,391,338
	10 教育総務費	6,041,487,497
	15 小学校費	6,841,962,696
	20 中学校費	4,544,362,991
	25 高等学校費	1,248,716,446
	30 特別支援学校費	453,514,235
	35 社会教育費	4,409,284,966
	40 保健体育費	7,109,062,507
65 公債費		20,231,227,000
	10 公債費	20,231,227,000
75 予備費		236,433,322
	10 予備費	236,433,322
歳 出	合 計	262,368,477,204

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1,549,705,625	640,306,049	181,954,907	822,260,956
59,287,090	50,025,000	872,910	50,897,910
11,442,975,853	798,339,410	273,098,490	1,071,437,900
1,010,174,682	15,841,000	54,019,641	69,860,641
6,235,514,368	0	56,785,632	56,785,632
6,235,514,368	0	56,785,632	56,785,632
26,823,367,828	1,836,257,000	1,988,766,510	3,825,023,510
5,661,094,609	0	380,392,888	380,392,888
5,441,192,737	913,911,000	486,858,959	1,400,769,959
3,142,614,508	841,883,000	559,865,483	1,401,748,483
1,217,805,277	0	30,911,169	30,911,169
335,378,868	64,000,000	54,135,367	118,135,367
4,167,930,260	1,100,000	240,254,706	241,354,706
6,857,351,569	15,363,000	236,347,938	251,710,938
20,156,432,430	0	74,794,570	74,794,570
20,156,432,430	0	74,794,570	74,794,570
0	0	236,433,322	236,433,322
0	0	236,433,322	236,433,322
243,457,137,476	8,012,597,645	10,898,742,083	18,911,339,728

歳入歳出差引残額 10,651,730,684円

うち基金繰入額 9,687,721,439円

令和 4 年 8 月 29 日 提出

船橋市長 松 戸 徹

## 認定第2号

### 決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度船橋市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月29日提出

船橋市長 松 戸 徹

歳 入

款	項	予 算 現 額
10 国民健康保険料		10,685,000,000
	10 国民健康保険料	10,685,000,000
15 国庫支出金		100,000
	15 国庫補助金	100,000
25 県支出金		35,315,000,000
	10 県補助金	35,315,000,000
33 財産収入		500,000
	10 財産運用収入	500,000
35 繰入金		5,214,300,000
	10 他会計繰入金	5,142,300,000
	15 基金繰入金	72,000,000
40 繰越金		100,000
	10 繰越金	100,000
45 諸収入		150,000,000
	10 延滞金・加算金及び過料	80,090,000
	25 一部負担金	10,000
	30 雑入	69,900,000
歳 入	合 計	51,365,000,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
13,415,625,251	10,651,457,899	362,508,939	2,401,658,413	△33,542,101
13,415,625,251	10,651,457,899	362,508,939	2,401,658,413	△33,542,101
26,730,000	26,730,000	0	0	26,630,000
26,730,000	26,730,000	0	0	26,630,000
35,125,455,700	35,125,455,700	0	0	△189,544,300
35,125,455,700	35,125,455,700	0	0	△189,544,300
22,809	22,809	0	0	△477,191
22,809	22,809	0	0	△477,191
5,000,770,198	5,000,770,198	0	0	△213,529,802
4,928,770,198	4,928,770,198	0	0	△213,529,802
72,000,000	72,000,000	0	0	0
120,482	120,482	0	0	20,482
120,482	120,482	0	0	20,482
164,737,110	148,987,549	3,414,147	12,335,414	△1,012,451
83,793,690	83,783,690	0	10,000	3,693,690
0	0	0	0	△10,000
80,943,420	65,203,859	3,414,147	12,325,414	△4,696,141
53,733,461,550	50,953,544,637	365,923,086	2,413,993,827	△411,455,363



歳 出

款	項	予 算 現 額
10 総務費		878,800,000
	10 総務管理費	640,650,000
	15 徴収費	238,150,000
15 保険給付費		34,884,699,498
	10 療養諸費	30,342,914,054
	15 高額療養費	4,341,450,000
	17 移送費	350,000
	20 出産育児諸費	161,391,860
	25 葬祭諸費	36,000,000
	30 傷病手当金	2,593,584
21 国民健康保険事業費納付金		14,881,400,000
	10 医療給付費分	10,107,510,000
	15 後期高齢者支援金等分	3,683,110,000
	20 介護納付金分	1,090,780,000
25 共同事業拠出金		100,000
	10 共同事業拠出金	100,000
30 保健事業費		556,600,000
	10 保健事業費	14,400,000
	15 特定健康診査等事業費	542,200,000
35 諸支出金		117,124,000
	10 償還金及び還付加算金	117,124,000
40 予備費		46,276,502
	10 予備費	46,276,502
歳 出	合 計	51,365,000,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
789,527,752	0	89,272,248	89,272,248
573,989,373	0	66,660,627	66,660,627
215,538,379	0	22,611,621	22,611,621
34,538,648,024	0	346,051,474	346,051,474
30,048,324,914	0	294,589,140	294,589,140
4,306,836,011	0	34,613,989	34,613,989
0	0	350,000	350,000
145,093,718	0	16,298,142	16,298,142
35,800,000	0	200,000	200,000
2,593,381	0	203	203
14,881,345,069	0	54,931	54,931
10,107,466,902	0	43,098	43,098
3,683,107,117	0	2,883	2,883
1,090,771,050	0	8,950	8,950
828	0	99,172	99,172
828	0	99,172	99,172
495,123,432	0	61,476,568	61,476,568
14,334,318	0	65,682	65,682
480,789,114	0	61,410,886	61,410,886
107,647,133	0	9,476,867	9,476,867
107,647,133	0	9,476,867	9,476,867
0	0	46,276,502	46,276,502
0	0	46,276,502	46,276,502
50,812,292,238	0	552,707,762	552,707,762

歳入歳出差引残額 141,252,399円

うち基金繰入額 141,000,000円

令和4年8月29日提出

船橋市長 松戸 徹

認定第3号

決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度船橋市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月29日提出

船橋市長 松 戸 徹

歳 入

款	項	予 算 現 額
10 繰入金		192,000,000
	10 繰入金	192,000,000
歳 入 合 計		192,000,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
186,221,110	186,221,110	0	0	△5,778,890
186,221,110	186,221,110	0	0	△5,778,890
186,221,110	186,221,110	0	0	△5,778,890

歲 出

款	項	予 算 現 額
15 公債費		191,000,000
	10 公債費	191,000,000
20 予備費		1,000,000
	10 予備費	1,000,000
歲 出 合 計		192,000,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
186,221,110	0	4,778,890	4,778,890
186,221,110	0	4,778,890	4,778,890
0	0	1,000,000	1,000,000
0	0	1,000,000	1,000,000
186,221,110	0	5,778,890	5,778,890

歳入歳出差引残額 0円

令和 4 年 8 月 29 日 提出

船橋市長 松 戸 徹

## 認定第4号

### 決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度船橋市船橋駅南口市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月29日提出

船橋市長 松 戸 徹



歳 入

款	項	予 算 現 額
20 財産収入		546,480,000
	5 財産運用収入	546,480,000
25 繰入金		66,200,000
	10 繰入金	66,200,000
30 繰越金		10,000
	10 繰越金	10,000
35 諸収入		43,410,000
	15 雑入	43,410,000
40 市債		159,900,000
	10 市債	159,900,000
歳 入	合 計	816,000,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
564,593,160	564,593,160	0	0	18,113,160
564,593,160	564,593,160	0	0	18,113,160
20,600,000	20,600,000	0	0	△45,600,000
20,600,000	20,600,000	0	0	△45,600,000
19,669,827	19,669,827	0	0	19,659,827
19,669,827	19,669,827	0	0	19,659,827
43,608,655	43,608,655	0	0	198,655
43,608,655	43,608,655	0	0	198,655
159,900,000	159,900,000	0	0	0
159,900,000	159,900,000	0	0	0
808,371,642	808,371,642	0	0	△7,628,358

歳 出

款	項	予 算 現 額
10 再開発事業費		266,900,000
	15 事業費	266,900,000
15 公債費		548,100,000
	10 公債費	548,100,000
20 予備費		1,000,000
	10 予備費	1,000,000
歳 出 合 計		816,000,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
262,916,265	0	3,983,735	3,983,735
262,916,265	0	3,983,735	3,983,735
545,430,423	0	2,669,577	2,669,577
545,430,423	0	2,669,577	2,669,577
0	0	1,000,000	1,000,000
0	0	1,000,000	1,000,000
808,346,688	0	7,653,312	7,653,312

歳入歳出差引残額

24,954円

令和 4 年 8 月 29 日 提出

船橋市長 松 戸 徹

認定第5号

決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度船橋市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月29日提出

船橋市長 松 戸 徹

歳 入

款	項	予 算 現 額
10 介護保険料		9,677,300,000
	10 介護保険料	9,677,300,000
15 国庫支出金		10,085,016,000
	10 国庫負担金	7,781,516,000
	15 国庫補助金	2,303,500,000
20 支払基金交付金		11,993,501,000
	10 支払基金交付金	11,993,501,000
25 県支出金		6,406,725,000
	10 県負担金	6,050,225,000
	20 県補助金	356,500,000
30 財産収入		1,100,000
	10 財産運用収入	1,000,000
	15 財産売払収入	100,000
40 繰入金		7,877,029,000
	10 他会計繰入金	7,232,725,000
	15 基金繰入金	644,304,000
45 繰越金		483,038,000
	10 繰越金	483,038,000
50 諸収入		74,400,000
	10 延滞金・加算金及び過料	670,000
	15 市預金利子	10,000
	20 受託事業収入	1,440,000
	25 雑入	72,280,000
歳 入	合 計	46,598,109,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
9,811,210,976	9,609,402,576	58,804,256	143,004,144	△67,897,424
9,811,210,976	9,609,402,576	58,804,256	143,004,144	△67,897,424
9,952,084,224	9,952,084,224	0	0	△132,931,776
7,774,586,134	7,774,586,134	0	0	△6,929,866
2,177,498,090	2,177,498,090	0	0	△126,001,910
11,853,681,425	11,853,681,425	0	0	△139,819,575
11,853,681,425	11,853,681,425	0	0	△139,819,575
6,387,909,847	6,387,909,847	0	0	△18,815,153
6,031,405,652	6,031,405,652	0	0	△18,819,348
356,504,195	356,504,195	0	0	4,195
45,022	45,022	0	0	△1,054,978
45,022	45,022	0	0	△954,978
0	0	0	0	△100,000
7,503,285,014	7,503,285,014	0	0	△373,743,986
6,918,294,086	6,918,294,086	0	0	△314,430,914
584,990,928	584,990,928	0	0	△59,313,072
483,037,574	483,037,574	0	0	△426
483,037,574	483,037,574	0	0	△426
56,552,479	52,726,363	0	3,826,116	△21,673,637
1,275,290	1,204,527	0	70,763	534,527
0	0	0	0	△10,000
420,400	420,400	0	0	△1,019,600
54,856,789	51,101,436	0	3,755,353	△21,178,564
46,047,806,561	45,842,172,045	58,804,256	146,830,260	△755,936,955

# 歳 出

款	項	予 算 現 額
10 総務費		1,047,400,000
	10 総務管理費	677,740,000
	15 徴収費	29,850,000
	20 介護認定審査会費	339,810,000
15 保険給付費		42,459,200,000
	10 介護サービス等諸費	40,281,844,415
	15 高額介護サービス等費	1,169,629,142
	17 高額医療合算介護サービス等費	234,931,711
	20 特別給付費	3,700,000
	25 特定入所者介護サービス等費	769,094,732
22 地域支援事業費		2,471,900,000
	11 介護予防・生活支援サービス事業費	1,544,520,000
	12 一般介護予防事業費	94,220,000
	15 包括的支援事業・任意事業費	829,230,000
	20 その他諸費	3,930,000
30 基金積立金		1,000,000
	10 基金積立金	1,000,000
35 諸支出金		608,609,000
	10 償還金及び還付加算金	607,209,000
	20 災害臨時特例利用者負担額軽減支援費	1,400,000
40 予備費		10,000,000
	10 予備費	10,000,000
歳 出	合 計	46,598,109,000



(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
823,058,531	0	224,341,469	224,341,469
576,986,840	0	100,753,160	100,753,160
28,839,632	0	1,010,368	1,010,368
217,232,059	0	122,577,941	122,577,941
42,043,733,033	0	415,466,967	415,466,967
39,940,838,082	0	341,006,333	341,006,333
1,169,371,425	0	257,717	257,717
162,477,376	0	72,454,335	72,454,335
2,135,968	0	1,564,032	1,564,032
768,910,182	0	184,550	184,550
2,077,634,324	0	394,265,676	394,265,676
1,286,863,799	0	257,656,201	257,656,201
68,091,468	0	26,128,532	26,128,532
719,787,357	0	109,442,643	109,442,643
2,891,700	0	1,038,300	1,038,300
45,022	0	954,978	954,978
45,022	0	954,978	954,978
603,731,084	0	4,877,916	4,877,916
602,933,529	0	4,275,471	4,275,471
797,555	0	602,445	602,445
0	0	10,000,000	10,000,000
0	0	10,000,000	10,000,000
45,548,201,994	0	1,049,907,006	1,049,907,006

歳入歳出差引残額 293,970,051円

うち基金繰入額 787,190円

令和4年8月29日提出

船橋市長 松戸 徹

認定第6号

決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度船橋市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月29日提出

船橋市長 松 戸 徹

歳 入

款	項	予 算 現 額
10 繰入金		1,100,000
	10 繰入金	1,100,000
20 繰越金		44,000,000
	10 繰越金	44,000,000
30 諸収入		44,900,000
	10 貸付金元利収入	43,770,000
	30 雑入	1,130,000
歳 入	合 計	90,000,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
588,560	588,560	0	0	△511,440
588,560	588,560	0	0	△511,440
77,967,980	77,967,980	0	0	33,967,980
77,967,980	77,967,980	0	0	33,967,980
81,388,233	49,062,762	0	32,325,471	4,162,762
75,279,033	47,580,462	0	27,698,571	3,810,462
6,109,200	1,482,300	0	4,626,900	352,300
159,944,773	127,619,302	0	32,325,471	37,619,302

歳 出

款	項	予 算 現 額
10 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		90,000,000
	10 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	90,000,000
歳 出	合 計	90,000,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
28,232,710	0	61,767,290	61,767,290
28,232,710	0	61,767,290	61,767,290
28,232,710	0	61,767,290	61,767,290

歳入歳出差引残額 99,386,592円

令和4年8月29日提出

船橋市長 松戸 徹

認定第7号

決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度船橋市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月29日提出

船橋市長 松 戸 徹

歳 入

款	項	予 算 現 額
10 後期高齢者医療保険料		7,108,500,000
	10 後期高齢者医療保険料	7,108,500,000
15 使用料及び手数料		100,000
	10 手数料	100,000
20 繰入金		1,268,100,000
	10 他会計繰入金	1,268,100,000
25 繰越金		100,000
	10 繰越金	100,000
30 諸収入		30,200,000
	10 延滞金・加算金及び過料	1,510,000
	15 償還金及び還付加算金	20,500,000
	22 受託事業収入	8,160,000
	25 雑入	30,000
歳 入	合 計	8,407,000,000



(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
7,005,011,140	6,912,705,670	21,169,500	71,135,970	△195,794,330
7,005,011,140	6,912,705,670	21,169,500	71,135,970	△195,794,330
5,100	5,100	0	0	△94,900
5,100	5,100	0	0	△94,900
1,220,006,714	1,220,006,714	0	0	△48,093,286
1,220,006,714	1,220,006,714	0	0	△48,093,286
6,997,340	6,997,340	0	0	6,897,340
6,997,340	6,997,340	0	0	6,897,340
28,645,885	28,645,885	0	0	△1,554,115
1,400,300	1,400,300	0	0	△109,700
20,185,100	20,185,100	0	0	△314,900
7,046,318	7,046,318	0	0	△1,113,682
14,167	14,167	0	0	△15,833
8,260,666,179	8,168,360,709	21,169,500	71,135,970	△238,639,291

歳 出

款	項	予 算 現 額
10 総務費		146,100,000
	10 総務管理費	123,210,000
	15 徴収費	22,890,000
15 後期高齢者医療広域連合納付金		8,230,400,000
	10 後期高齢者医療広域連合納付金	8,230,400,000
20 諸支出金		20,500,000
	10 償還金及び還付加算金	20,500,000
25 予備費		10,000,000
	10 予備費	10,000,000
歳 出	合 計	8,407,000,000

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
132,657,316	0	13,442,684	13,442,684
113,751,080	0	9,458,920	9,458,920
18,906,236	0	3,983,764	3,983,764
8,006,459,013	0	223,940,987	223,940,987
8,006,459,013	0	223,940,987	223,940,987
20,185,100	0	314,900	314,900
20,185,100	0	314,900	314,900
0	0	10,000,000	10,000,000
0	0	10,000,000	10,000,000
8,159,301,429	0	247,698,571	247,698,571

歳入歳出差引残額

9,059,280円

令和4年8月29日提出

船橋市長 松戸 徹

認定第8号

決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度船橋市地方卸売市場事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月29日提出

船橋市長 松 戸 徹

令和3年度船橋市地方

(1) 収益的収入及び支出

収入

区 分	予 算 額			地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額に係る財源充当額	合 計
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予 算 額		
第1款	円	円	円	円	円
市場事業収益	857,000,000	0	0	0	857,000,000
第1項					
営業収益	688,046,000	0	0	0	688,046,000
第2項					
営業外収益	168,854,000	0	0	0	168,854,000
第3項					
特別利益	100,000	0	0	0	100,000

支出

区 分	予 算 額					小 計
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予 備 費 支 出 額	流 用 増 減 額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	
第1款	円	円	円	円	円	円
市場事業費用	857,000,000	0	0	0	0	857,000,000
第1項						
営業費用	835,710,000	0	0	△ 10,453,120	0	825,256,880
第2項						
営業外費用	16,190,000	0	0	10,453,120	0	26,643,120
第3項						
特別損失	100,000	0	0	0	0	100,000
第4項						
予備費	5,000,000	0	0	0	0	5,000,000

卸 売 市 場 事 業 決 算 報 告 書

決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
円	円	
811,952,953	△ 45,047,047	
682,950,872	△ 5,095,128	(うち、仮受消費税及び地方消費税 61,883,556円)
129,002,081	△ 39,851,919	(うち、仮受消費税及び地方消費税 2,281円)
0	△ 100,000	

額		決 算 額	地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 繰 越 額	不 用 額	備 考
地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 第 2 項 の 規 定 に よ る 繰 越 額	合 計				
円	円	円	円	円	
0	857,000,000	794,062,908	0	62,937,092	
0	825,256,880	767,419,788	0	57,837,092	(うち、仮払消費税及び地方消費税 32,901,761円)
0	26,643,120	26,643,120	0	0	
0	100,000	0	0	100,000	
0	5,000,000	0	0	5,000,000	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算			地方公営企業法第26条の規定による繰越額に係る財源充当額
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	
第1款	円	円	円	円
資本的収入	23,500,000	0	23,500,000	0
第1項				
出資金	13,300,000	0	13,300,000	0
第2項				
補助金	10,200,000	0	10,200,000	0

支 出

区 分	予 算				地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継 続 繰 越	費 次 額
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増 減 額	小 計			
第1款	円	円	円	円	円	円	
資本的支出	173,000,000	0	0	173,000,000	0	0	
第1項							
建設改良費	154,766,000	0	0	154,766,000	0	0	
第2項							
企業債償還金	18,234,000	0	0	18,234,000	0	0	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額88,236,944円は、減債積立金9,636,985円、過年度分消補填した。

額		決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備考
継続費繰次繰越額 に係る財源充当額	合計			
円	円	円	円	
0	23,500,000	17,133,000	△ 6,367,000	
0	13,300,000	10,100,000	△ 3,200,000	
0	10,200,000	7,033,000	△ 3,167,000	

額	合計	決算額	翌年度繰越額			合計	不用額	備考
			地方公営 企業法の 26条によ る繰越額	継続費 繰越額	合計			
円	円	円	円	円	円	円		
173,000,000	105,369,944	59,719,000	0	59,719,000	7,911,056			
154,766,000	87,136,940	59,719,000	0	59,719,000	7,910,060		(うち、仮払消費 税及び地方 消費税 7,921,540円)	
18,234,000	18,233,004	0	0	0	996			

費税及び地方消費税資本的収支調整額8,817,370円及び過年度分損益勘定留保資金69,782,589円で



令和3年度船橋市地方卸売市場事業損益計算書  
(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：円)

1 営業収益

(1) 売上高割使用料	88,419,645	
(2) 施設使用料	368,398,007	
(3) 雑収益	<u>164,249,664</u>	621,067,316

2 営業費用

(1) 市場管理費	503,724,914	
(2) 減価償却費	226,915,773	
(3) 資産減耗費	<u>3,877,340</u>	<u>734,518,027</u>

営業損失 113,450,711

3 営業外収益

(1) 受取利息及び配当金	207,004	
(2) 補助金	98,000,000	
(3) 長期前受金戻入	30,743,410	
(4) 雑収入	<u>49,460</u>	128,999,874

4 営業外費用

(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	<u>5,420,320</u>	<u>5,420,320</u>	<u>123,579,554</u>
-------------------	------------------	------------------	--------------------

経常利益 10,128,843

5 特別利益

(1) 過年度損益修正益	0	
(2) その他特別利益	<u>0</u>	0

6 特別損失

(1) 過年度損益修正損	0		
(2) その他特別損失	<u>160,338</u>	<u>160,338</u>	<u>△ 160,338</u>

当年度純利益 9,968,505

前年度繰越利益剰余金 18,974,017

その他未処分利益剰余金変動額 9,636,985

当年度未処分利益剰余金 38,579,507

令和 3 年度 船橋市 地方卸売市  
(令和 3 年 4 月 1 日から)

	資 本 金	剰	
		資本剰余金	利 益
			減債積立金
前年度末残高	6,116,338,579	0	9,636,985
前年度処分額	0	0	9,939,144
└─ 条例第 4 条による処分額	0	0	9,939,144
└─ 減債積立金の積立	0	0	9,939,144
処分後残高	6,116,338,579	0	19,576,129
当年度変動額	10,100,000	0	△ 9,636,985
└─ 出資金の受入	10,100,000	0	0
└─ 減債積立金の取崩	0	0	△ 9,636,985
└─ 当年度純利益	0	0	0
当年度末残高	6,126,438,579	0	9,939,144

# 場 事 業 剰 余 金 計 算 書

令和4年3月31日まで)

(単位：円)

剰 余 金		剰 余 金	資本合計
未処分利益剰余金	利益剰余金合計	剰余金合計	
28,913,161	38,550,146	38,550,146	6,154,888,725
△ 9,939,144	0	0	0
△ 9,939,144	0	0	0
△ 9,939,144	0	0	0
(繰越利益剰余金)			
18,974,017	38,550,146	38,550,146	6,154,888,725
19,605,490	9,968,505	9,968,505	20,068,505
0	0	0	10,100,000
9,636,985	0	0	0
9,968,505	9,968,505	9,968,505	9,968,505
(当年度未処分利益剰余金)			
38,579,507	48,518,651	48,518,651	6,174,957,230

## 令和 3 年度船橋市地方卸売市場事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	未処分利益剰余金
当年度末残高	6,126,438,579	38,579,507
条例第 4 条による処分額	0	△ 9,968,505
減債積立金の積立	0	△ 9,968,505
処分後残高	6,126,438,579	(繰越利益剰余金) 28,611,002

令和3年度船橋市地方卸売市場事業貸借対照表

(令和4年3月31日)

(単位：円)

		資 産 の 部		
1	固定資産			
(1)	有形固定資産			
イ	土地		2,731,058,030	
ロ	建物	10,091,220,743		
	減価償却累計額	<u>△ 7,164,259,887</u>	2,926,960,856	
ハ	構築物	1,133,526,228		
	減価償却累計額	<u>△ 907,424,948</u>	226,101,280	
ニ	機械及び装置	1,302,735,465		
	減価償却累計額	<u>△ 939,510,148</u>	363,225,317	
ホ	車両及び運搬具	2,266,729		
	減価償却累計額	<u>△ 2,153,393</u>	113,336	
ヘ	工具	72,840		
	減価償却累計額	<u>△ 69,198</u>	3,642	
ト	器具及び備品	28,895,900		
	減価償却累計額	<u>△ 11,681,148</u>	<u>17,214,752</u>	
	有形固定資産合計			6,264,677,213
(2)	無形固定資産			
イ	電話加入権		946,000	
ロ	ソフトウェア		<u>14,913,800</u>	
	無形固定資産合計			<u>15,859,800</u>
	固定資産合計			6,280,537,013
2	流動資産			
(1)	現金預金			
イ	預金		1,424,007,841	
ロ	特定預金		<u>93,437,110</u>	
	現金預金合計			1,517,444,951
(2)	未収金		65,447,387	
	貸倒引当金		<u>△ 10,822,408</u>	54,624,979
(3)	その他流動資産			
イ	保管有価証券		<u>1,000,000</u>	
	その他流動資産合計			<u>1,000,000</u>
	流動資産合計			<u>1,573,069,930</u>
	資産合計			<u><u>7,853,606,943</u></u>

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	827,822,998		
ロ その他の企業債	<u>59,300,000</u>		
企業債合計		<u>887,122,998</u>	
固定負債合計			887,122,998

4 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	34,649,755		
ロ その他の企業債	<u>12,000,000</u>		
企業債合計		46,649,755	
(2) 未払金		139,032,999	
(3) 引当金			
イ 賞与引当金	9,724,177		
ロ 法定福利費引当金	<u>1,904,766</u>		
引当金合計		11,628,943	
(4) その他流動負債			
イ 預り保証金	93,437,110		
ロ 預り有価証券	<u>1,000,000</u>		
その他流動負債合計		<u>94,437,110</u>	
流動負債合計			291,748,807

5 繰延収益

長期前受金		2,149,764,230	
収益化累計額		<u>△ 1,649,986,322</u>	
繰延収益合計			<u>499,777,908</u>
負債合計			<u><u>1,678,649,713</u></u>

資本の部

6 資本金

6,126,438,579

7 剰余金

(1) 利益剰余金

イ 減債積立金	9,939,144		
ロ 当年度未処分利益剰余金	<u>38,579,507</u>		
利益剰余金合計		<u>48,518,651</u>	
剰余金合計			<u>48,518,651</u>
資本合計			<u>6,174,957,230</u>
負債資本合計			<u><u>7,853,606,943</u></u>

令和4年8月29日 提出

船橋市長

松戸 徹

認定第9号

決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度船橋市病院事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月29日提出

船橋市長 松 戸 徹

(1) 収益的収入及び支出

収入

区 分	予 算 額			合 計
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第 24条第3項の規定 による支出額に係 る財源充当額	
第1款	円	円	円	円
病院事業収益	18,279,000,000	0	0	18,279,000,000
第1項				
医業収益	16,000,800,000	0	0	16,000,800,000
第2項				
医業外収益	2,162,300,000	0	0	2,162,300,000
第3項				
特別利益	115,900,000	0	0	115,900,000

支出

区 分	予 算 額				
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予 備 費 支 出 額	流 用 増 減 額	地方公 営企業 法第24 条第3項 の規定 による 支出額
第1款	円	円	円	円	円
病院事業費用	18,279,000,000	0	0	0	0
第1項					
医業費用	17,986,100,000	0	0	0	0
第2項					
医業外費用	206,300,000	0	0	0	0
第3項					
特別損失	56,600,000	0	0	0	0
第4項					
予備費	30,000,000	0	0	0	0



病 院 事 業 決 算 報 告 書

決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
円	円	
18,979,998,435	700,998,435	
15,738,797,527	△ 262,002,473	(うち、仮受消費税及び地方消費税 13,732,899円)
3,124,318,190	962,018,190	( " ) 7,354,981円)
116,882,718	982,718	

額			決 算 額	地方公 営企業 法第26 条第2項 の規定 による 繰越額	不 用 額	備 考
小 計	地方公 営企業 法第26 条第2項 の規定 による 繰越額	合 計				
円	円	円	円	円	円	
18,279,000,000	0	18,279,000,000	17,966,898,177	0	312,101,823	
17,986,100,000	0	17,986,100,000	17,703,919,024	0	282,180,976	(うち、仮払消費税及び地方消費税 650,251,841円)
206,300,000	0	206,300,000	193,733,689	0	12,566,311	( " ) 37,100円)
56,600,000	0	56,600,000	69,245,464	0	△ 12,645,464	
30,000,000	0	30,000,000	0	0	30,000,000	

## (2) 資本的収入及び支出

## 収 入

区 分	予 算			地方公営企業法第 26条の規定による 繰越額に係る財源 充当額
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	
第1款	円	円	円	円
資本的収入	602,400,000	11,715,000	614,115,000	0
第1項				
企業債	100,000,000	0	100,000,000	0
第2項				
補助金	2,300,000	11,715,000	14,015,000	0
第3項				
負担金	500,000,000	0	500,000,000	0
第4項				
固定資産 売却代金	100,000	0	100,000	0
第5項				
寄附金	0	0	0	0

## 支 出

区 分	予 算				地方公営 企業法第 26条の規定による 繰越額	継続費 通次 繰越額
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増減額	小 計		
第1款	円	円	円	円	円	円
資本的支出	1,436,000,000	53,273,000	0	1,489,273,000	0	0
第1項						
建設改良費	431,400,000	53,273,000	0	484,673,000	0	0
第2項						
企業債 償還金	1,004,600,000	0	0	1,004,600,000	0	0

資本的収入額が資本的支出額に不足する額836,852,222円は、減債積立金504,580,672円、過年度分消費税及び地

額		決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備考
継続費繰次繰越額に係る財源充当額	合計			
円	円	円	円	
0	614,115,000	625,984,100	11,869,100	
0	100,000,000	100,000,000	0	
0	14,015,000	24,984,100	10,969,100	
0	500,000,000	500,000,000	0	
0	100,000	0	△ 100,000	
0	0	1,000,000	1,000,000	

額	合計	決算額	翌年度繰越額		不用額	備考
			地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 繰次 繰越額		
円	円	円	円	円	円	
1,489,273,000	1,462,836,322	0	0	0	26,436,678	
484,673,000	458,255,650	0	0	0	26,417,350	(うち、仮払消費税及び地方消費税 35,380,714円)
1,004,600,000	1,004,580,672	0	0	0	19,328	

方消費税資本的収支調整額1,335,531円及び過年度分損益勘定留保資金330,936,019円で補填した。

## 令和3年度船橋市病院事業損益計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：円)

1	医業収益			
	(1) 入院収益	10,533,318,080		
	(2) 外来収益	4,313,172,335		
	(3) その他医業収益	<u>878,574,213</u>	15,725,064,628	
2	医業費用			
	(1) 給与費	9,177,520,450		
	(2) 材料費	4,341,092,840		
	(3) 経費	2,338,288,958		
	(4) 減価償却費	1,139,839,770		
	(5) 資産減耗費	14,027,063		
	(6) 研究研修費	<u>42,898,102</u>	<u>17,053,667,183</u>	
	医業損失			1,328,602,555
3	医業外収益			
	(1) 受取利息及び配当金	716,712		
	(2) 補助金	351,021,440		
	(3) 他会計負担金	2,431,643,000		
	(4) 長期前受金戻入	238,291,017		
	(5) その他医業外収益	<u>94,621,681</u>	3,116,293,850	
4	医業外費用			
	(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	110,945,731		
	(2) 長期前払消費税勘定償却	67,790,358		
	(3) 雑損失	<u>648,859,678</u>	<u>827,595,767</u>	<u>2,288,698,083</u>
	経常利益			960,095,528
5	特別利益			
	(1) 過年度損益修正益	<u>116,882,718</u>	116,882,718	
6	特別損失			
	(1) 過年度損益修正損	69,197,410		
	(2) その他特別損失	<u>48,054</u>	<u>69,245,464</u>	<u>47,637,254</u>
	当年度純利益			1,007,732,782
	前年度繰越利益剰余金			2,985,088,398
	その他未処分利益剰余金変動額			<u>504,580,672</u>
	当年度未処分利益剰余金			<u><u>4,497,401,852</u></u>

令 和 3 年 度 船 橋 市 病  
(令和3年4月1日から)

	資 本 金	剰	
		資 本 剰 余 金	
		補助金	資本剰余金合計
前年度末残高	7,107,417,303	705,671,475	705,671,475
前年度処分額	0	0	0
└─ 条例第6条による処分額	0	0	0
└─ 減債積立金の積立	0	0	0
処分後残高	7,107,417,303	705,671,475	705,671,475
当年度変動額	0	0	0
└─ 減債積立金の取崩	0	0	0
└─ 当年度純利益	0	0	0
当年度末残高	7,107,417,303	705,671,475	705,671,475

院 事 業 剰 余 金 計 算 書  
 令和4年3月31日まで)

(単位：円)

余 金			剰余金合計	資本合計
減債積立金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計		
2,121,492,094	3,786,486,201	5,907,978,295	6,613,649,770	13,721,067,073
801,397,803	△ 801,397,803	0	0	0
801,397,803	△ 801,397,803	0	0	0
801,397,803	△ 801,397,803	0	0	0
	(繰越利益剰余金)			
2,922,889,897	2,985,088,398	5,907,978,295	6,613,649,770	13,721,067,073
△ 504,580,672	1,512,313,454	1,007,732,782	1,007,732,782	1,007,732,782
△ 504,580,672	504,580,672	0	0	0
0	1,007,732,782	1,007,732,782	1,007,732,782	1,007,732,782
	(当年度未処分利益剰余金)			
2,418,309,225	4,497,401,852	6,915,711,077	7,621,382,552	14,728,799,855

令和3年度船橋市病院事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	7,107,417,303	705,671,475	4,497,401,852
条例第6条による処分額	0	0	△ 1,007,732,782
減債積立金の積立	0	0	△ 1,007,732,782
処分後残高	7,107,417,303	705,671,475	(繰越利益剰余金) 3,489,669,070

令和3年度船橋市病院事業貸借対照表

(令和4年3月31日)

(単位：円)

資 産 の 部

1	固 定 資 産			
	(1) 有形固定資産			
	イ 土 地		1,858,684,722	
	ロ 建 物	22,355,894,667		
	減価償却累計額	<u>△ 15,907,042,946</u>	6,448,851,721	
	ハ 構 築 物	1,176,874,579		
	減価償却累計額	<u>△ 917,821,675</u>	259,052,904	
	ニ 器 械 備 品	7,267,117,477		
	減価償却累計額	<u>△ 5,316,234,903</u>	1,950,882,574	
	ホ 車 両	4,556,261		
	減価償却累計額	<u>△ 3,679,136</u>	877,125	
	ヘ リース資産	41,298,000		
	減価償却累計額	<u>△ 18,437,280</u>	22,860,720	
	ト 建設仮勘定		<u>149,340,712</u>	
	有形固定資産合計			10,690,550,478
	(2) 無形固定資産			
	イ 電話加入権		1,872,000	
	ロ ソフトウェア		<u>603,664,327</u>	
	無形固定資産合計			605,536,327
	(3) 投資その他の資産			
	イ 長期前払消費税		<u>200,777,389</u>	
	投資その他の資産合計			<u>200,777,389</u>
	固定資産合計			11,496,864,194
2	流 動 資 産			
	(1) 現金預金		9,315,344,431	
	(2) 未収金	2,943,021,198		
	貸倒引当金	<u>△ 3,825,876</u>	2,939,195,322	
	(3) 貯蔵品		<u>53,703,405</u>	
	流動資産合計			<u>12,308,243,158</u>
	資産合計			<u>23,805,107,352</u>



負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>3,134,870,910</u>		
企業債合計		3,134,870,910	
(2) リース債務		9,159,600	
(3) 引当金			
イ 退職給付引当金	<u>1,948,810,296</u>		
引当金合計		<u>1,948,810,296</u>	
固定負債合計			5,092,840,806
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>1,180,425,140</u>		
企業債合計		1,180,425,140	
(2) リース債務		9,159,600	
(3) 未払金		1,218,619,089	
(4) 引当金			
イ 賞与引当金	458,520,307		
ロ 法定福利費引当金	<u>88,722,645</u>		
引当金合計		547,242,952	
(5) その他流動負債			
イ 預り保証金	3,862,675		
ロ その他預り金	<u>58,973,581</u>		
その他流動負債合計		<u>62,836,256</u>	
流動負債合計			3,018,283,037
5 繰延収益			
長期前受金		6,149,568,805	
収益化累計額		<u>△ 5,184,385,151</u>	
繰延収益合計			<u>965,183,654</u>
負債合計			<u>9,076,307,497</u>

資 本 の 部

6 資 本 金		7,107,417,303
7 剰 余 金		
(1) 資 本 剰 余 金		
イ 補 助 金	<u>705,671,475</u>	
資 本 剰 余 金 合 計		705,671,475
(2) 利 益 剰 余 金		
イ 減 債 積 立 金	2,418,309,225	
ロ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	<u>4,497,401,852</u>	
利 益 剰 余 金 合 計		<u>6,915,711,077</u>
剰 余 金 合 計		<u>7,621,382,552</u>
資 本 合 計		<u>14,728,799,855</u>
負 債 資 本 合 計		<u>23,805,107,352</u>

令和4年8月29日 提出 船 橋 市 長 松 戸 徹

認定第10号

決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和3年度船橋市下水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年8月29日提出

船橋市長 松 戸 徹

令和3年度船橋市

(1) 収益的収入及び支出

収 入

区 分	予 算			合 計
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	地方公営企業法第24 条第3項の規定によ る支出額に係る財源 充 当 額	
第1款	円	円	円	円
下水道事業収益	17,644,399,000	0	0	17,644,399,000
第1項				
営業収益	11,788,444,000	0	0	11,788,444,000
第2項				
営業外収益	5,855,855,000	0	0	5,855,855,000
第3項				
特別利益	100,000	0	0	100,000

支 出

区 分	予 算					小 計
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予 備 費 支 出 額	流 用 増 減 額	地 方 公 営 企 業 法 第 24 条 第 3 項 の 規 定 に 由 る 支 出 額	
第1款	円	円	円	円	円	円
下水道事業費用	17,083,511,000	0	0	0	0	17,083,511,000
第1項						
営業費用	15,250,410,000	0	0	△ 42,368,939	0	15,208,041,061
第2項						
営業外費用	1,783,001,000	0	0	42,368,939	0	1,825,369,939
第3項						
特別損失	100,000	0	0	0	0	100,000
第4項						
予備費	50,000,000	0	0	0	0	50,000,000

# 下 水 道 事 業 決 算 報 告 書

決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
円	円	
17,368,140,981	△ 276,258,019	
11,703,626,859	△ 84,817,141	(うち、仮受消費税及び地方消費税 782,067,328円)
5,664,514,122	△ 191,340,878	(                   " 8,743,583円)
0	△ 100,000	

額		決 算 額	地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 第 2 項 第 2 項 に 規 定 による 繰 越 額	不 用 額	備 考
地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 第 2 項 第 2 項 に 規 定 による 繰 越 額	合 計				
円	円	円	円	円	
117,212,700	17,200,723,700	16,517,744,709	164,596,300	518,382,691	
117,212,700	15,325,253,761	14,692,374,770	164,596,300	468,282,691	(うち、仮払消費税 及び地方消費税 410,795,163円)
0	1,825,369,939	1,825,369,939	0	0	(                   " 6,341円)
0	100,000	0	0	100,000	
0	50,000,000	0	0	50,000,000	

(2) 資本的収入及び支出

収 入

区 分	予 算			
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 の 規 定 に よ る 繰 越 額 充 当 財 源 額
第1款 資本的収入	円 13,716,922,000	円 874,005,000	円 14,590,927,000	円 1,693,924,056
第1項 企業債	8,175,600,000	269,600,000	8,445,200,000	1,046,400,000
第2項 出資金	1,224,367,000	0	1,224,367,000	0
第3項 補助金	3,482,145,000	590,674,000	4,072,819,000	604,258,000
第4項 負担金	804,427,000	13,731,000	818,158,000	43,266,056
第5項 貸付金償還金	29,383,000	0	29,383,000	0
第6項 その他 資本的収入	1,000,000	0	1,000,000	0

支 出

区 分	予 算					地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 の 規 定 に よ る 繰 越 額	継 続 繰 越	費 次 額
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増減額	予 備 費 支 出 額	小 計			
第1款 資本的支出	円 20,646,711,000	円 874,080,000	円 0	円 0	円 21,520,791,000	円 1,769,791,726	円 1,335,222,000	
第1項 建設改良費	10,590,818,000	874,080,000	0	0	11,464,898,000	1,769,791,726	1,335,222,000	
第2項 企業債償還金	9,967,893,000	0	0	0	9,967,893,000	0	0	
第3項 貸付金	38,000,000	0	0	0	38,000,000	0	0	
第4項 予備費	50,000,000	0	0	0	50,000,000	0	0	

資本的収入額（前年度財源充当額783,400,000円を除く。）が資本的支出額に不足する額7,069,054,026円損益勘定留保資金791,225,256円及び当年度分損益勘定留保資金5,453,784,892円で補填した。なお不足する

額		決算額	予算額に比べ 決算額の増減	備考
継続費繰越額に係る 財源充当額	合計			
円	円	円	円	
1,334,055,094	17,618,906,150	12,133,445,036	△ 5,485,461,114	
555,900,000	10,047,500,000	7,103,900,000	△ 2,943,600,000	
0	1,224,367,000	1,224,367,000	0	
711,561,000	5,388,638,000	2,974,654,000	△ 2,413,984,000	
66,594,094	928,018,150	804,209,036	△ 123,809,114	(うち、仮受消費税 及び地方消費税 67,714,291円)
0	29,383,000	26,315,000	△ 3,068,000	
0	1,000,000	0	△ 1,000,000	

額	合計	決算額	翌年度繰越額		不用額	備考
			地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 繰越額		
円	円	円	円	円	円	
24,625,804,726	18,419,099,062	2,600,279,183	3,024,945,300	5,625,224,483	581,481,181	(うち、仮払消費 税及び地方消費税 695,848,620円)
14,569,911,726	8,470,998,868	2,600,279,183	3,024,945,300	5,625,224,483	473,688,375	
9,967,893,000	9,925,270,194	0	0	0	42,622,806	
38,000,000	22,830,000	0	0	0	15,170,000	
50,000,000	0	0	0	0	50,000,000	

は、減債積立金352,791,041円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額319,152,837円、過年度分額152,100,000円は、同意済企業債の未発行分をもって翌年度に措置するものとする。

令和3年度船橋市下水道事業損益計算書  
(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：円)

1 営業収益

(1) 下水道使用料	7,639,206,980	
(2) 他市負担金	181,466,319	
(3) 他会計負担金	<u>3,100,886,232</u>	10,921,559,531

2 営業費用

(1) 管渠費	307,197,048	
(2) ポンプ場費	86,249,654	
(3) 処理場費	2,387,566,543	
(4) 業務費	528,925,080	
(5) 総係費	412,014,788	
(6) 負担金	1,210,964,580	
(7) 減価償却費	9,338,882,447	
(8) 資産減耗費	<u>9,779,467</u>	<u>14,281,579,607</u>

営業損失

3,360,020,076

3 営業外収益

(1) 他会計負担金	1,026,597,132	
(2) 他会計補助金	1,224,149,636	
(3) 長期前受金戻入	3,295,326,952	
(4) その他営業外収益	<u>111,454,440</u>	5,657,528,160

4 営業外費用

(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	1,753,254,078	
(2) その他営業外費用	<u>51,417,447</u>	<u>1,804,671,525</u>

経常利益

492,836,559

当年度純利益

492,836,559

前年度繰越利益剰余金

0

その他未処分利益剰余金変動額

352,791,041

当年度未処分利益剰余金

845,627,600



令 和 3 年 度 船 橋 市  
(令和3年4月1日から)

	資 本 金	剰		
		資 本 剰 余 金		
		受贈財産評価額	補助金	資本剰余金合計
前年度末残高	51,843,263,318	8,742,073,591	5,784,555,000	14,526,628,591
前年度処分額	0	0	0	0
条例第4条による処 分額	0	0	0	0
減債積立金の積立	0	0	0	0
処分後残高	51,843,263,318	8,742,073,591	5,784,555,000	14,526,628,591
当年度変動額	1,224,367,000	0	0	0
出資金の受入	1,224,367,000	0	0	0
減債積立金の取崩	0	0	0	0
当年度純利益	0	0	0	0
当年度末残高	53,067,630,318	8,742,073,591	5,784,555,000	14,526,628,591

# 下水道事業剰余金計算書

令和4年3月31日まで

(単位：円)

剰余金			剰余金合計	資本合計
利益剰余金	未処分利益剰余金	利益剰余金合計		
減債積立金				
352,791,041	438,929,167	791,720,208	15,318,348,799	67,161,612,117
438,929,167	△ 438,929,167	0	0	0
438,929,167	△ 438,929,167	0	0	0
438,929,167	△ 438,929,167	0	0	0
791,720,208	(繰越利益剰余金) 0	791,720,208	15,318,348,799	67,161,612,117
△ 352,791,041	845,627,600	492,836,559	492,836,559	1,717,203,559
0	0	0	0	1,224,367,000
△ 352,791,041	352,791,041	0	0	0
0	492,836,559	492,836,559	492,836,559	492,836,559
438,929,167	(当年度未処分利益剰余金) 845,627,600	1,284,556,767	15,811,185,358	68,878,815,676

## 令和3年度船橋市下水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	53,067,630,318	14,526,628,591	845,627,600
条例第4条による処分額	352,791,041	0	△ 845,627,600
資本金への組入れ	352,791,041	0	△ 352,791,041
減債積立金の積立	0	0	△ 492,836,559
処分後残高	53,420,421,359	14,526,628,591	(繰越利益剰余金) 0

令和3年度船橋市下水道事業貸借対照表  
(令和4年3月31日)

(単位：円)

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		20,768,088,856	
ロ 建物	16,948,836,139		
減価償却累計額	<u>△ 2,277,678,024</u>	14,671,158,115	
ハ 構築物	241,444,336,398		
減価償却累計額	<u>△ 26,275,924,165</u>	215,168,412,233	
ニ 機械及び装置	20,809,411,165		
減価償却累計額	<u>△ 6,687,809,539</u>	14,121,601,626	
ホ 車両及び運搬具	5,379,998		
減価償却累計額	<u>△ 2,780,772</u>	2,599,226	
ヘ 工具器具及び備品	100,362,376		
減価償却累計額	<u>△ 42,814,903</u>	57,547,473	
ト リース資産	9,130,063		
減価償却累計額	<u>△ 7,159,556</u>	1,970,507	
チ 建設仮勘定		<u>2,633,617,026</u>	
有形固定資産合計			267,424,995,062

(2) 無形固定資産

イ 地上権		4,240,000	
ロ 施設利用権		13,974,564,497	
ハ リース資産		<u>18,344,606</u>	
無形固定資産合計			13,997,149,103

(3) 投資その他の資産

イ 出資金		5,000,000	
ロ 長期貸付金		<u>22,510,700</u>	
投資その他の資産合計			<u>27,510,700</u>

固定資産合計

281,449,654,865

2 流動資産

(1) 現金預金		4,345,315,978	
(2) 未収金	1,254,480,570		
貸倒引当金	<u>△ 160,096,820</u>	1,094,383,750	
(3) 短期貸付金			
イ 短期貸付金		<u>22,378,200</u>	
短期貸付金合計			<u>22,378,200</u>

流動資産合計

5,462,077,928

資産合計

286,911,732,793

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に  
充てるための企業債 113,063,870,734

企業債合計 113,063,870,734

(2) 長期前受収益

200,000,000

固定負債合計

113,263,870,734

4 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に  
充てるための企業債 10,418,237,831

企業債合計 10,418,237,831

(2) リース債務

17,674,058

(3) 未払金

3,642,720,514

(4) 前受収益

12,500,000

(5) 引当金

イ 賞与引当金 51,965,000

ロ 法定福利費引当金 10,084,000

引当金合計 62,049,000

(6) その他流動負債

イ 預り保証金 1,777,600

ロ その他預り金 8,725,579

その他流動負債合計 10,503,179

流動負債合計

14,163,684,582

5 繰延収益

長期前受金 103,727,372,320

収益化累計額 △ 13,122,010,519

繰延収益合計 90,605,361,801

負債合計 218,032,917,117

資本の部

6 資本金

53,067,630,318

7 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 受贈財産評価額 8,742,073,591

ロ 補助金 5,784,555,000

資本剰余金合計 14,526,628,591

(2) 利益剰余金

イ 減債積立金 438,929,167

ロ 当年度未処分利益剰余金 845,627,600

利益剰余金合計 1,284,556,767

剰余金合計 15,811,185,358

資本合計 68,878,815,676

負債資本合計 286,911,732,793

令和4年8月29日 提出 船橋市長 松戸 徹